

議案第五九号

倉吉市外七ヶ町村伝染病院組合規約の一部を改正する規約制定について

倉吉市外七ヶ町村伝染病院組合規約の一部を改正する規約を次のように定める。

昭和三十五年九月二十一日提出

三朝町長坂出雅巳

昭和三十五年九月二十一日原案可決

三朝町議會議長加藤幸太郎



倉吉市外七ヶ町村伝染病院組合規約の一部を改正する規約

倉吉市外七ヶ町村伝染病院組合規約の一部を次のように改正する。

題名中「七ヶ町村」を「八ヶ町村」に改める。

第一条中「七ヶ町村」を「八ヶ町村」に改める。

第二条第二項中羽合町の次に「東伯町」を加える。

第五条第二項中議員の定数「二十名」を「二十二名」に改める。

同項区分中羽合町二名の次に「東伯町二名」を加える。

別表を次のように改める。

| 市町村名 | 負担割合 | 市町村名 | 負担割合 |
|------|--------|------|-------|
| 倉吉市 | 四一、九二% | 大榮町 | 三、八二% |
| 関金町 | 五、二九% | 羽合町 | 八、五二% |
| 三朝町 | 九、〇九% | 東伯町 | 一、三三% |
| 東郷町 | 七、〇六% | | |
| 北条町 | 五、八〇% | | |

附 則

1 この規約は、知事の認可の日から施行する。

三